

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月27日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
防火シャッター緊急修理対応
- 2 履行(納品)場所
横浜市中区山元町3-152
横浜市立山元小学校
- 3 契約日
令和6年12月13日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年12月13日
- 5 契約金額
26,400円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市港北区新横浜2-5-5 住友不動産新横浜ビル8F
三和シャッター工業株式会社 首都圏メンテナンス第四支店
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
火災を想定した避難訓練に際して防火シャッターを手動で降下させたところ、誤作動により復旧できなくなってしまった。防災上問題であるため、緊急に対応させるを得なかった。
- 8 契約の相手方の選定理由
当該防火シャッターの製造元であり、有資格者名簿に登録のある事業者であるため。
- 9 所管課
横浜市立山元小学校